



経済産業省



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

# 価格転嫁・取引適正化対策の 最近の動きと今後の方針

令和6年1月  
中小企業庁  
公正取引委員会

**1. 価格交渉・転嫁対策**

2. 業界ごとの自主行動計画の改定・徹底

3. その他 取引適正化への取組

# 2023年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2023年9月で**5回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施し、結果を取りまとめ。

## ①アンケート調査

### ○調査の中身、業種

中小企業等に、発注側の事業者（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2023年10月10日～12月6日  
※当初の〆切は11月10日であったが、期間終了後も回答があったため、それらも含めて再集計。

○回答企業数 **36,102社**（※回答から抽出される発注側企業数は延べ44,059社）  
（参考：2023年3月調査：17,292社、2022年9月調査：15,195社）

○回収率 12.0%（※回答企業数/配布先の企業数）

## ②下請Gメンによるヒアリング調査

### ○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、商慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や、発注側企業との間で、十分な価格交渉が行われていない状況が見られた事業者等も含め、対象先を選定。

○調査期間 2023年10月23日～12月15日

○ヒアリング件数 約2,000社

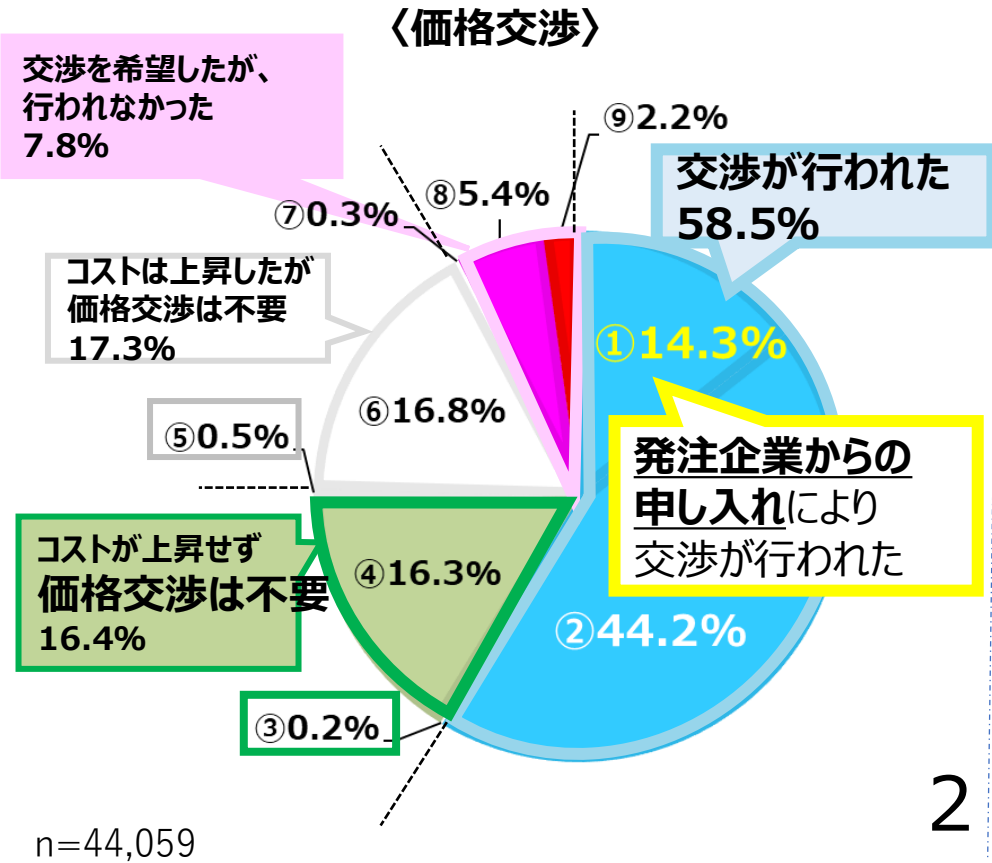
# 価格交渉・価格転嫁の動向（2023年9月価格交渉促進月間結果）

## 【価格交渉】

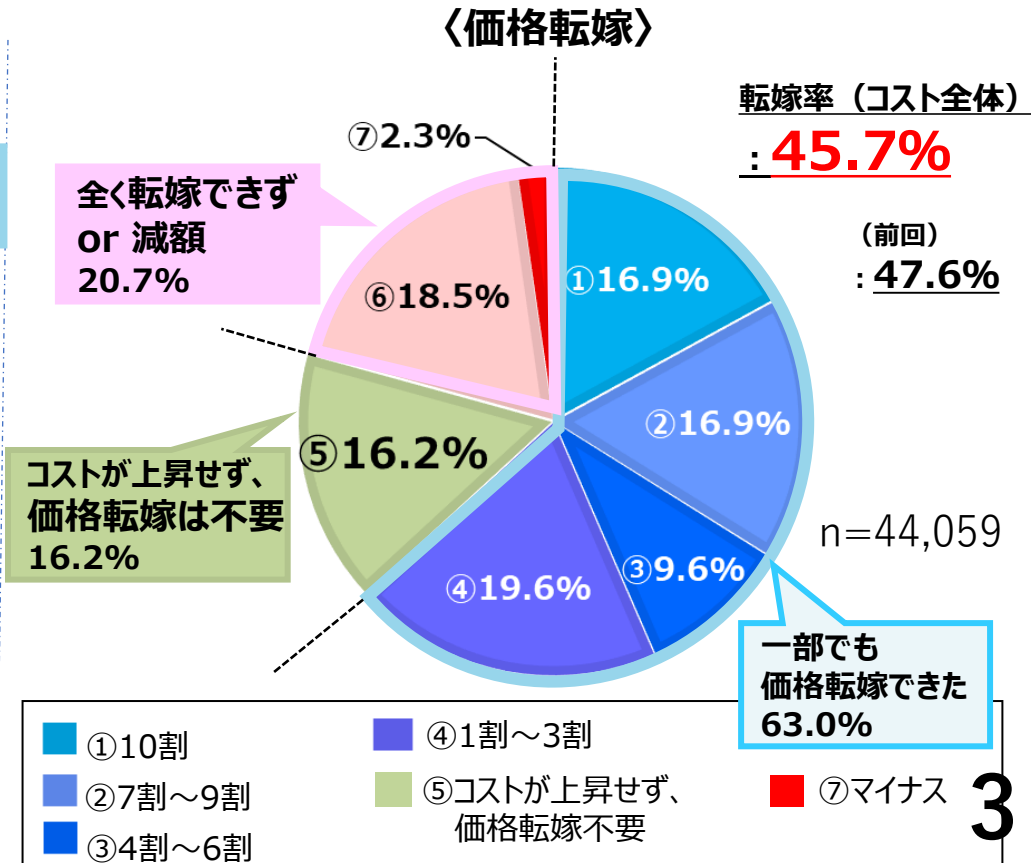
- 「発注企業からの申し入れにより、交渉が行われた」企業の割合は、約2倍に増加。価格交渉しやすい雰囲気は、徐々に醸成されつつあるが、課題も残る（交渉材料が準備できない等）。

## 【価格転嫁】

- コスト全体の転嫁率は3月時点から微減して45.7%となったものの、「全く転嫁できなかった」または「減額された」企業の割合は約3ポイント減少。価格転嫁の裾野は広がりつつあるが、高い転嫁率を目指す必要。



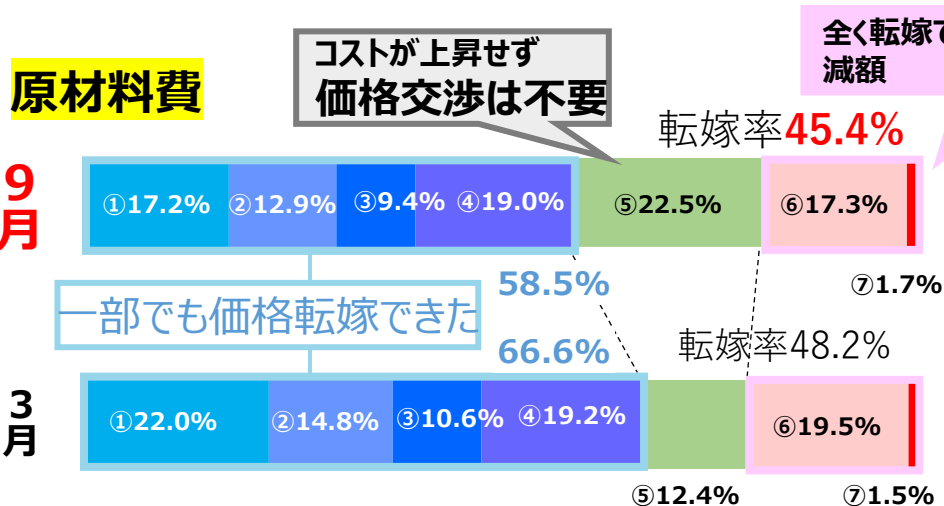
2



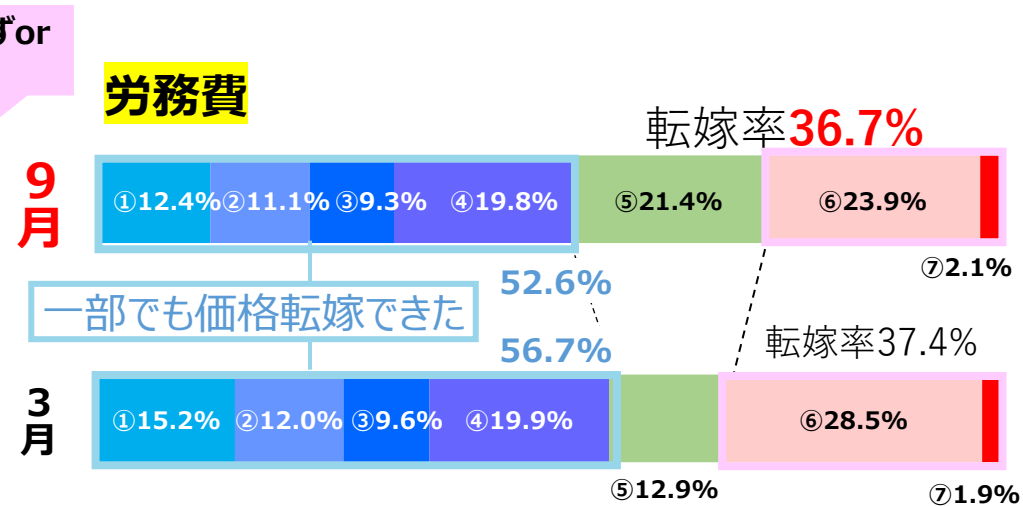
# 要素別転嫁率（2023年9月価格交渉促進月間結果）

- 労務費、エネルギー費は、原材料費と比較して約10ポイント低い水準。
- 賃上げ原資の確保に向けて、労務費の価格転嫁が重要。

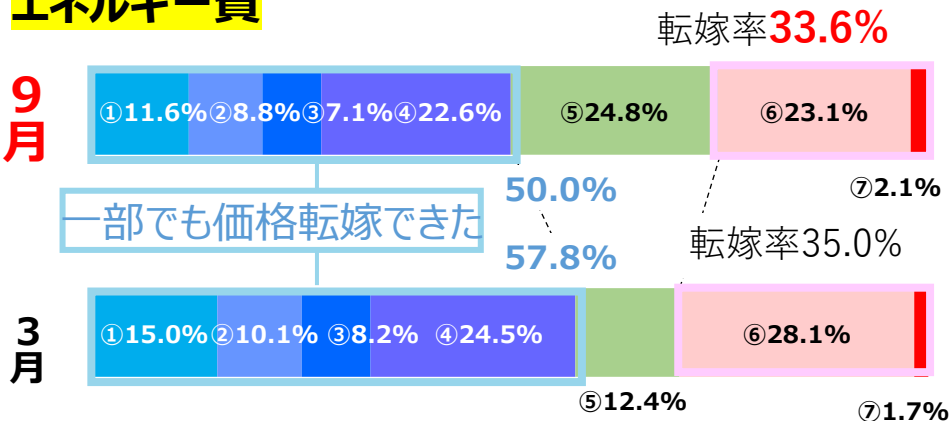
## 原材料費



## 労務費



## エネルギー費



問. 直近6ヶ月間の各コスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

- |           |                      |       |
|-----------|----------------------|-------|
| ①10割      | ④3割、2割、1割            | ⑥0割   |
| ②9割、8割、7割 | ⑤コストが上昇せず、<br>価格転嫁不要 | ⑦マイナス |
| ③6割、5割、4割 |                      |       |

## 本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。



## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

# 価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2023年9月の価格交渉促進月間の結果）

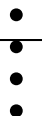
● 1月12日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業全て（220社）について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表。

	法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
1	1010001000006	五洋建設(株)	16	イ	イ
2	1010001008668	J F E スチール(株)	11	イ	イ
3	1010001025515	N X 商事(株)	15	ウ	イ
4	1010001034730	(株)内田洋行	13	イ	イ
5	1010001088181	(株)セブン-イレブン・ジャパン	10	イ	イ
6	1010001092605	ヤマト運輸(株)	39	ウ	ウ
7	1010001098619	日鉄物流(株)	11	ウ	ウ
8	1010001112577	日本郵便(株)	11	イ	ウ
9	1010001132055	J C O M(株)	10	エ	ウ
10	1010401004837	N O K(株)	11	ア	イ
11	1010401009745	(株)小糸製作所	13	ア	ウ
12	1010401010455	(株)小松製作所	30	ア	イ
13	1010401013565	清水建設(株)	74	イ	イ
14	1010801001748	(株)荏原製作所	10	ウ	イ
15	1020001071491	富士通(株)	45	イ	ウ

**（価格交渉/  
転嫁の評価）**

下請中小企業からの価格交渉、価格転嫁についての回答の平均値（※10点満点）をア、イ、ウ、エの4区分で整理。

- ア：7点以上、
- イ：7点未満、4点以上
- ウ：4点未満、0点以上
- エ：0点未満





# 災害対応、賃上げ・投資等のチャレンジを進める中小企業を応援する総理車座対話

- 1月15日、岸田総理・齋藤経産大臣・矢田総理補佐官と、災害対応、賃上げ・投資等のチャレンジを進める**中小企業等の経営者との車座実施**。
- 能登半島地震への支援や、災害をはじめとする緊急時に備える様々な取組が紹介。
- 賃上げ・投資については、**積極的な価格交渉・賃上げ税制の活用・生産性向上投資などの取組**が紹介。

## 参加企業一覧（順不同・敬称略）

- ①(株)浜野製作所【墨田区 製造業】  
代表取締役CEO 浜野 慶一
- ②(株)協和【群馬県 製造業】  
代表取締役社長 八木橋 比佐樹
- ③FSX(株)【国立市 サービス業】  
代表取締役社長 藤波 克之
- ④(株)広瀬製作所【大阪府 製造業】  
代表取締役社長 廣瀬 恭子
- ⑤(株)東あられ本舗【墨田区 小売業】  
代表取締役会長 小林 正典
- ⑥日立建機(株)  
代表執行役社長兼COO 先崎正文



# 春闘に向けた賃上げ・価格転嫁対策のスケジュール

1月12日（金）	齋藤経産大臣より、価格交渉・転嫁についての「企業リスト（220社）」と、「大臣名で指導・助言を行う旨」の公表
1月15日（月）	<b>岸田総理と、災害対応・賃上げ・投資等に積極的な中小企業との車座</b> （岸田総理、齋藤経産大臣、矢田補佐官、中小企業5社・大企業1社）
1月19日（金）	<b>「中小企業の活力向上WG」</b> （森屋副長官、藤井補、中企庁長官、関係局長） ⇒ 各業界における「自主行動計画」を、「労務費の指針の遵守」、「原材料・エネルギー価格の全額転嫁を目指す」方向で改正依頼 等 ⇒ 約束手形、型取引の適正化 等を徹底
1月下旬（P）	通常国会開幕、春闘キックオフ（経団連・経労委報告、労使トップ会談）
2月	<b>春闘 労使交渉本格化、</b> 「次回3月の月間」での交渉・転嫁を、業界団体（約1500）へ依頼
3月	① 春闘 集中回答（3月中旬）→ その後、中小企業の賃上交渉が本格化 ② 2024年3月「価格交渉促進月間」（6回目）の実施

# 今後の価格転嫁対策

## 1. 9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果に基づく指導・助言

交渉・転嫁の状況の芳しくない約20社の経営トップに対し、業所管大臣名で指導・助言。

⇒ **速やかな指導・助言の実施と、その後の取組状況のフォロー**を、お願いしたい。

## 2. 労務費、原材料費、エネルギーコストの価格転嫁の更なる後押し

(1) 下請振興法に基づく「**振興基準**」を改定し、

①適切な取引対価の決定にあたって「**労務費の指針**」に沿った行動を適切に取る旨

②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、**適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す**ものとする旨を追記。

【骨太2023 抜粋】

(中堅・中小企業の活力向上)

(前略)原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。

(2) 「**振興基準**」改定を踏まえ、各業界団体は、**労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方や、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取り組み**について、**各業種の実情に即した形を検討し、「自主行動計画」に反映。**

(**次回の本WGで取組状況をフォローアップ**)

(3) 2024年3月の価格交渉促進月間では、**労務費の価格転嫁**について、個別に項目を立て、**重点的なフォローアップ調査を実施。**

1. 価格交渉・転嫁対策

**2. 業界ごとの自主行動計画の改定・徹底**

3. その他 取引適正化への取組

# (経緯 1) 自主行動計画の改定、徹底プランの作成

- 昨年2023年3月、政府と労使の代表による「政労使の意見交換」が開催。総理からは「業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める」旨を発言。



## 岸田総理発言

中小・小規模企業の賃上げ実現には、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である点について、基本的に合意がありました。

政府としても、公正取引委員会の協力の下、労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめてまいります。

また、業界団体にも、これまで政府で実施した各般の価格転嫁に関する調査の結果を踏まえ、自主行動計画の改定・徹底を求めます。

(出所) 首相官邸HP (2023.3.15) 「[政労使の意見交換](#)」





## **(参考) 徹底プラン (自動車工業会) ※一部抜粋**

### **1. 取引対価・価格交渉**

#### **1) 各社において絶対に実施しない事項**

取引先から要請があるにもかかわらず、協議自体に応じないこと。

[特に注意すべき事例]

- ・原材料費、エネルギー費のコスト上昇が明らかにもかかわらず十分な協議を行わない。
- ・労務費等について、取引先の声・困り事を聞かず、十分な協議を行わないこと。

#### **2) 各社において可能な限り実施する事項**

##### **(1) 明示的な協議を実施する。**

- ① 発信：発注者側から、少なくとも年 1 回は、価格交渉の姿勢を示す文書を取引先各社へ発信し協議の申入れを受け入れる用意があることを明示する。等

##### **(2) 費目毎に以下の考え方を基に検討。**

- ① 原材料費：市況の実態を踏まえたルールの設定/更新により、取引価格への速やかな反映を促進。
- ② エネルギー費：大幅な変動時等、取引先への影響を勘案し可能な限り速やかな反映を実施。
- ③ 労務費：取引先の声をよく聞き、関係省庁の指針等を踏まえる。

# 自主行動計画改定・徹底プラン策定の状況

業界	団体	公表目処
自動車	日本自動車工業会	公表済
	日本自動車部品工業会	公表済
素形材	11 (3団体追加) 団体連名 日本金型工業会 日本金属熱処理工業会 日本金属プレス工業協会 日本ダイカスト協会 日本鍛造協会 日本鋳造協会 日本鋳鍛鋼会 日本粉末冶金工業会 追加：日本鍛圧機械工業会、日本工業炉協会、日本バルブ工業会	公表済
機械製造業	日本産業機械工業会	3月
	日本工作機械工業会	公表済
	日本建設機械工業会	公表済
	日本半導体製造装置協会	公表済
	日本ロボット工業会	公表済
	日本計量機器工業会	公表済
	日本分析機器工業会	1月
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会	3月
繊維	2 団体連名 日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会	公表済
電気・ 情報通信機器	電子情報技術産業協会	公表済
	ビジネス機械・情報システム産業協会	2月
	情報通信ネットワーク産業協会	公表済
	日本電機工業会	公表済
	カメラ映像機器工業会	1月
情報サービス・ ソフトウェア	情報サービス産業協会	公表済
流通業・小売業	日本スーパーマーケット協会	公表済
	全国スーパーマーケット協会	公表済
	日本フランチャイズチェーン協会	公表済
	日本チェーンドラッグストア協会	公表済
	日本ボランタリーチェーン協会	公表済
	日本DIY・ホームセンター協会	公表済
	日本建材・住宅設備産業協会	公表済
紙・紙加工業	日本製紙連合会	公表済
	全国段ボール工業組合連合会	公表済

業界	団体	公表目処
金属産業	日本鉄鋼連盟	公表済
	日本電線工業会	公表済
	日本アルミニウム協会	公表済
	日本伸銅協会	公表済 ※徹底プランは3月
化学産業	6 団体連名 日本化学工業協会 塩ビ工業・環境協会 化成工業協会 石油化学工業協会 日本ゴム工業会 日本プラスチック工業連盟	公表済
トラック運送業	全日本トラック協会	公表済
建設業	日本建設業連合会	3月
警備業	全国警備業協会	公表済
放送 コンテンツ業	放送コンテンツ適正取引推進協議会	公表済
商社	日本貿易会	改訂無し
金融業	全国銀行協会	改訂無し ※非の親指で自的改訂
印刷業	日本印刷産業連合会	公表済
造船業	日本造船工業会	公表済
	日本中小型造船工業会	公表済
住宅業	住宅生産団体連合会	公表済
広告業	日本広告業協会	改訂無し ※3月に策定されたため
食品製造業	(新設) 食品産業センター	公表済
食品卸売業	(新設) 日本加工食品卸協会	公表済
	(新設) 日本外食流通協会	公表済
	(新設) 日本給食品連合会	公表済
	(新設) 全国給食事業協同組合連合会	公表済
飲食業	(新設) 日本フードサービス協会	公表済
不動産管理業	(新設) マンション管理業協会	公表済
電力業	送配電網協議会	公表済

## 【改訂対象団体】

改訂 公表済	1月以降 改訂公表予定	計
48団体	6団体	54団体

新規策定 公表済
10団体

# 自主行動計画改定・徹底プラン策定の状況

業界	団体	公表目処
自動車	日本自動車工業会	公表済
	日本自動車部品工業会	公表済
素形材	11 (3団体追加) 団体連名 日本金型工業会 日本金属熱処理工業会 日本金属プレス工業協会 日本ダイカスト協会 日本鍛造協会 日本鋳造協会 日本鋳鍛鋼会 日本粉末冶金工業会 追加：日本鍛圧機械工業会、日本工業炉協会、日本パルプ工業会	公表済
機械製造業	日本産業機械工業会	3月
	日本工作機械工業会	公表済
	日本建設機械工業会	公表済
	日本半導体製造装置協会	公表済
	日本ロボット工業会	公表済
	日本計量機器工業会	公表済
日本分析機器工業会	1月	
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会	3月
繊維	2 団体連名 日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会	公表済
電気・ 情報通信機器	電子情報技術産業協会	公表済
	ビジネス機械・情報システム産業協会	2月
	情報通信ネットワーク産業協会	公表済
	日本電機工業会	公表済
カメラ映像機器工業会	1月	
情報サービス・ ソフトウェア	情報サービス産業協会	公表済
流通業・小売業	日本スーパーマーケット協会	公表済
	全国スーパーマーケット協会	公表済
	日本フランチャイズチェーン協会	公表済
	日本チェーンドラッグストア協会	公表済
	日本ボランティアチェーン協会	公表済
	日本DIY・ホームセンター協会	公表済
	日本建材・住宅設備産業協会	公表済
建材・ 住宅設備業	日本建材・住宅設備産業協会	公表済
紙・紙加工業	日本製紙連合会	公表済
	全国段ボール工業組合連合会	公表済

業界	団体	公表目処
金属産業	日本鉄鋼連盟	公表済
	日本電線工業会	公表済
	日本アルミニウム協会	公表済
	日本伸銅協会	公表済 ※徹底プランは3月
化学産業	6 団体連名 日本化学工業協会 塩ビ工業・環境協会 化成工業協会 石油化学工業協会 日本ゴム工業会 日本プラスチック工業連盟	公表済
トラック運送業	全日本トラック協会	公表済
建設業	日本建設業連合会	3月
警備業	全国警備業協会	公表済
放送 コンテンツ業	放送コンテンツ適正取引推進協議会	公表済
商社	日本貿易会	改訂無し
金融業	全国銀行協会	改訂無し ※9月改訂済
印刷業	日本印刷産業連合会	公表済
造船業	日本造船工業会	公表済
	日本中小型造船工業会	公表済
住宅業	住宅生産団体連合会	公表済
広告業	日本広告業協会	改訂無し ※3月に策定されたため
食品製造業	(新設) 食品産業センター	公表済
食品卸売業	(新設) 日本加工食品卸協会	公表済
	(新設) 日本外食流通協会	公表済
	(新設) 日本給食品連合会	公表済
	(新設) 全国給食事業協同組合連合会	公表済
飲食業	(新設) 日本フードサービス協会	公表済
不動産管理業	(新設) マンション管理業協会	公表済
電力業	送配電網協議会	公表済

※**ハイライト**が、「荷主の立場で適正な運賃水準に配慮する」旨記載いただいた51団体

1. 価格交渉・転嫁対策

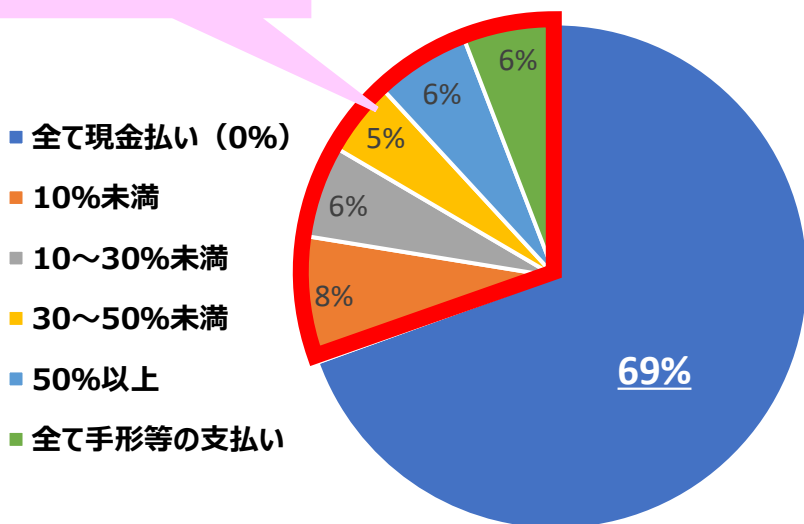
2. 業界ごとの自主行動計画の改定・徹底

**3. その他 取引適正化への取組**

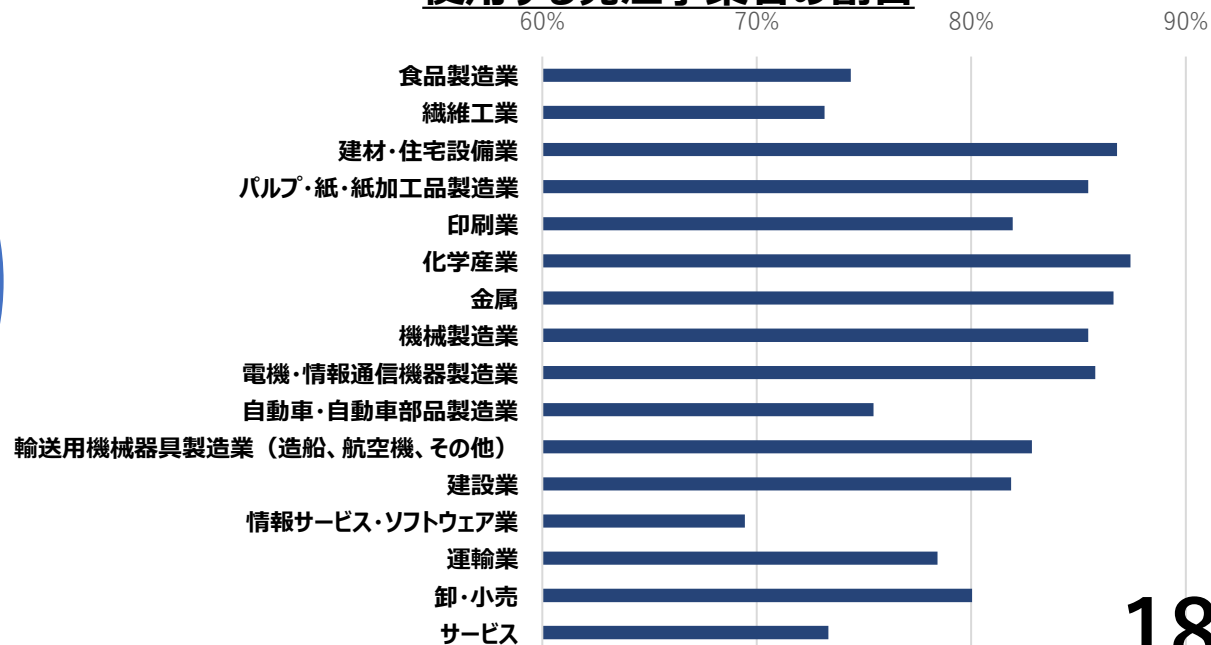
- **令和6年を目途として、現金化までの期間が60日を超える約束手形を、下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、公取委・中企庁による指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討中。**
- **（現状）**
  - － **代金支払いの中に、一部でも、手形等が含まれる企業の割合は約31%。**
  - － **現金化までの期間が60日超の手形を使用する発注事業者の割合は、業種ごとにばらつき。**
- **下請事業者に資金繰りの負担を寄せないよう、現金化までの期間を短縮する、又は代金は現金払い化するといった支払い条件改善に、サプライチェーン全体で取り組むことが必要。**

手形等での支払い  
約31%

**支払方法（受注側）**



**【業種別】現金化までの期間が60日を超える手形を使用する発注事業者の割合**



# 【参考】 約束手形等の支払いサイトの短縮について

- 2023年2月、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っていた親事業者約6,000者に対し、中企庁と公取委が連名で、可能な限り速やかに60日以内に短縮するよう要請。
- 2024年を目途に、サイト60日超の手形等（※）を指導対象とする前提で見直し検討も記載（④）。（※）電子記録債権（例：でんさい）、一括決済方式（例：ファクタリング、売掛債権の譲渡）も含む

20221219中庁第3号  
公取企第351号  
令和5年2月22日

親事業者代表者 殿

中小企業庁事業環境部  
取引課長  
統括下請代金検査官

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部  
企業取引課長  
下請取引調査室長

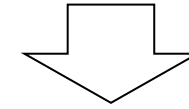
手形等のサイトの短縮について

令和4年6月27日付け「下請事業者との取引に関する調査について」に基づき、下請取引の状況について御報告いただきありがとうございました。

貴社から御報告いただいた回答内容を確認したところ、貴社は、下請代金の支払につき、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイト（手形期間又は決済期間をいう。以下同じ。）が60日を超える手形等により支払っているとする回答がありました。

- ① 令和3年3月31日に、公正取引委員会及び中小企業庁は、同封の「下請代金の支払手段について」のとおり、おおむね3年以内（令和6年）を目途として手形等のサイトを60日以内とするよう、要請を行っています。

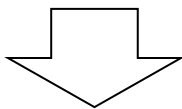
④



また、当該要請に伴い、来年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法（下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。）の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています（注）。

- ② そのため、貴社におかれましては、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とさせていただきようお願いいたします。

③（注）公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、繊維業は90日、その他の業種は120日のサイトをを超える長期の手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるとして指導しています。したがって、貴社から御報告いただいた回答内容において、手形等のサイトについて繊維業は90日、その他の業種は120日を超える手形等により下請代金を支払っているとするなど、下請法違反が疑われる回答内容があった場合等には、後日、公正取引委員会又は中小企業庁の職員が照会したり、実際に貴社の事業所へ赴いて調査・確認をさせていただき場合があるほか、指導等の措置を採る場合があります。





# 「型取引の適正化」に向けた課題と対応方針

出典：令和元年12月「型取引の適正化推進協議会」報告書

課題	現状	対応方針
<b>型の所有、取引条件</b>	取引条件に対する指示が口頭等で曖昧	各項目に係る取引条件の明確化と書面化の徹底
<b>型代金・型相当費の支払い</b>	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型の製造も委託する契約では、完成品の引き渡し時点で一括払い</li> <li>・資金繰りに課題のある発注側企業には更なる前倒し</li> </ul>
<b>型の廃棄・保管</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄の取り決めが不明確で、廃棄の判断がされない</li> <li>・<b>保管、メンテナンス等の費用</b>は受注側負担</li> </ul>	型の製造も委託する契約形態では、発注側が、廃棄の取り決めを定め、取り決めに基づき廃棄。保管料は発注側負担。
<b>廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安</b>	産業実態に則した具体性のある目安の策定 (自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)	型の廃棄・返却の目安 <ul style="list-style-type: none"> <li>・量産期から補給期への移行の明確化</li> <li>・廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡</li> <li>・廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化                (自動車：量産終了後15年、産業機械：量産終了後10-15年、電機・電子：最終生産後3年)</li> </ul> 型保管費用項目の目安 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地建物費等項目を明確化</li> </ul>
<b>型の技術・ノウハウ</b>	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持契約を含めた取決めの書面化                (意図せざる図面やデータの流出防止)</li> <li>・型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い</li> </ul>

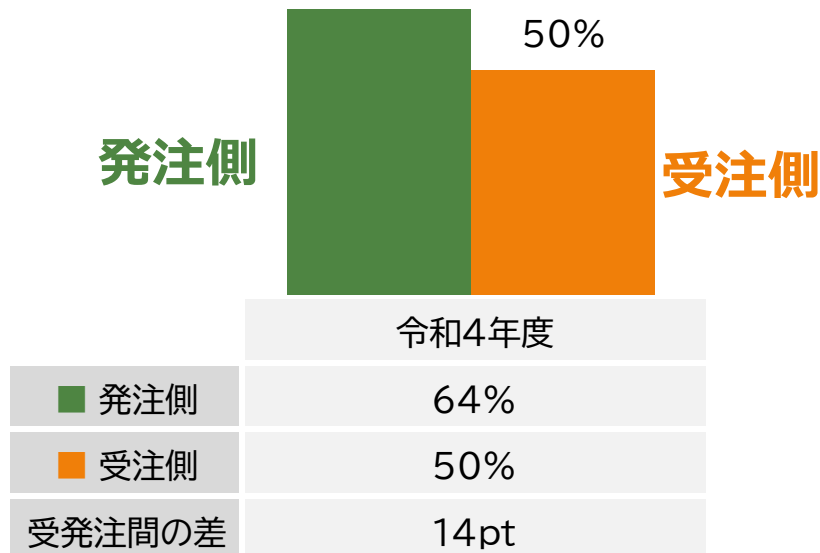
# 型取引の適正化について

<取引条件改善状況調査結果（令和4年度）>

- 製品等の量産終了後の、「型の保管費用」が適正化・改善が【出来た】と回答した割合は、発注側で64%、受注側で50%。更なる改善を要する状況。
- 昨年3月、金型の無償保管を下請事業者に強要した親事業者に対し、初めて「下請法違反」として勧告。（昨年11月にも勧告）これを踏まえ、公取委・中企庁が連名で、金型等を無償保管させない旨の要請文を関係業界へ発出。
- その他、引き続きアンケート調査や下請Gメンヒアリングによる継続的なフォローアップ、不適正な取引事案に対する下請法等に基づく厳正な対応により、「型」に係る取引の適正化を図る。

## ◆量産終了後の型の保管費用の支払い

（【出来た（「概ね出来た」と「一部出来た」の合計）】割合を集計）  
64%



## 1. 発注側

	令和4年度
概ね出来た(81~100%)	45%
一部出来た(41~80%)	19%
あまり出来なかった(1~40%)	22%
出来なかった(0%)	14%

## 2. 受注側

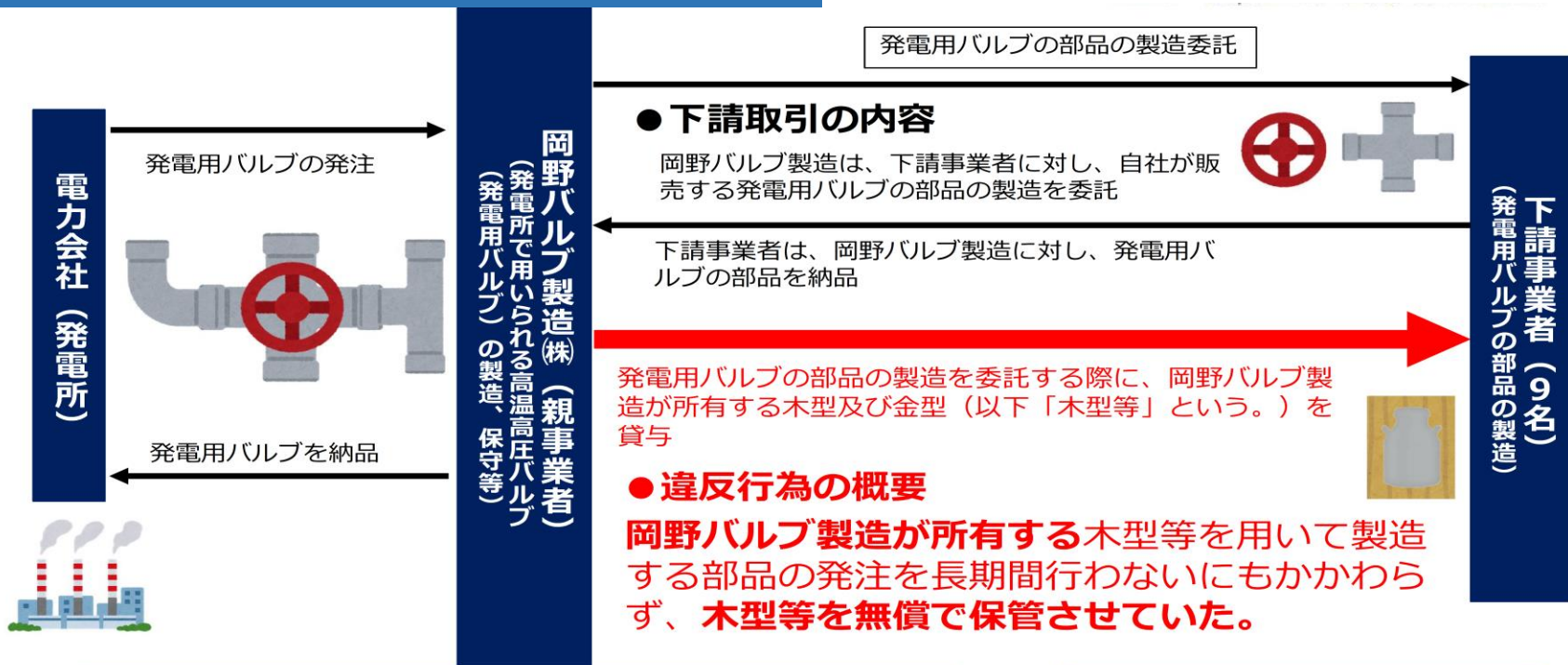
	令和4年度
概ね出来た(81~100%)	33%
一部出来た(41~80%)	18%
あまり出来なかった(1~40%)	22%
出来なかった(0%)	28%

※量産終了後の型の保管費用の支払いについて「概ね出来た（81～100%）」「一部出来た（41～80%）」「あまり出来なかった（1～40%）」「出来なかった（0%）」「該当なし」の選択肢を設置。「該当なし」を除いて再集計している。※令和2年度、令和3年度においては同様の設問はなかったため、令和4年度の結果のみを掲載。

# 下請法の執行事例①（金型等の無償保管）

■ 令和5年3月、親事業者が所有する木型及び金型を下請事業者に無償で保管させていた行為について、下請法に違反するとして勧告（金型の無償保管に係る初の勧告事例）

## 岡野バルブ製造株式会社に対する勧告（概要）



### 公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に無償で木型等を保管させたことによる費用相当額を速やかに支払うこと
- 今後、不当な経済上の利益の提供要請（※）を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

### （※）不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止している。

# 下請法の執行事例②（金型の無償保管）

- 令和5年11月、親事業者が所有する金型を下請事業者に無償で保管させていた行為及び無償で棚卸し作業を行わせた行為について、下請法に違反するとして勧告

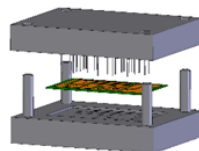
## サンケン電気株式会社に対する勧告（概要）

サンケン電気(株)（親事業者）

下請事業者（16名）

### 下請取引の内容

サンケン電気(株)が販売する又は製造を請け負うパワー半導体製品の部品又は附属品の製造（製造委託）



※金型イメージ図  
(サンケン電気(株)提供)

### 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

サンケン電気(株)は、下請事業者との取引に関して、自社が所有する金型を貸与していたところ、当該金型について、

- ①一部の下請事業者から**長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていたにもかかわらず、又は**
- ②**サンケン電気(株)自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、**

なお下請事業者に**無償で保管させ続けるとともに、金型の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた。**

（下請事業者16名・金型386型）



### 勧告内容

- サンケン電気(株)は、
- 今後、下請事業者に不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議により確認すること
  - 下請法の遵守体制を整備すること

など

サンケン電気(株)は、下請事業者16名に対し、**金型保管サービス提供事業者【注】の価格例等を提示して見積書を徴収した上で、無償で金型を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額（1136万9160円）**を支払っている。

【注】我が国における金型等の無償保管要請の問題が顕在化する中で、現在、金型の保管サービスを提供する事業者も存在する。

令和5年以降、金型等の無償保管要請を行った事業者に対し勧告を行っていることを踏まえ、引き続き、この問題に厳正に対処していくとともに、改めて業界団体への周知等を通じた啓発活動を行っていくこととしている。